

ID: 1902

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	組合設立の認可		
法令名称 根拠条文	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第168条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【根拠条文】 (設立の認可) 第168条 第115条の4第10項の規定により敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなされた者(特定団地建物所有者であってその後に当該敷地分割決議の内容により当該敷地分割を行う旨の同意をしたものを含む。以下「敷地分割合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。 2 前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、組合の設立について、敷地分割合意者の4分の3以上の同意(同意した者の第115条の4第2項の議決権の合計が敷地分割合意者の同項の議決権の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。 3 前2項の場合において、団地内建物の敷地に現に存する1の建物(専有部分のある建物にあっては、1の専有部分)が数人の共有に属するときは、その数人を1人の敷地分割合意者とみなす。 【基準】 根拠条文及び法第171条の規定による。 (認可の基準) 第171条 都道府県知事等は、第168条第1項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令(事業計画の内容にあっては、前条第3項に規定する都道府県知事等の命令を含む。)に違反するものでないこと。 (3) 敷地分割が特定要除却認定マンションの除却のために必要であること。 (4) 除却マンション敷地となるべき土地と非除却マンション敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。 (5) 事業実施期間が適切なものであること。 (6) 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (7) その他基本方針に照らして適切なものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日